

農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 農水産業協同組合貯金保険法の一部改正

一 目的

この法律の目的に、経営困難農水産業協同組合に係る資金決済の確保を図ることを加えること。

(第一条関係)

二 農水産業協同組合貯金保険機構の業務の範囲

一の目的を達成するため、農水産業協同組合貯金保険機構(以下「機構」という。)の業務に、決済債務の弁済のための資金の貸付けの業務を加えること。

(第三十四条関係)

三 決済用貯金に係る保険料の額

次に掲げる要件のすべてに該当する貯金に係る保険料の額は、各農水産業協同組合につき、当該保険料を納付すべき日の属する年の前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの間の各日における当該貯金(外貨貯金等を除く。以下「決済用貯金」という。)の額の合計額を平均した額に、機構が

委員会の議決を経て定める率を乗じて計算した金額とすること。

(一) その契約又は取引慣行に基づき為替取引等の農水産業協同組合が行う資金決済に係る取引に用いることができるものであること。

(二) その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるものであること。

(三) 利息が付されていないものであること。
(第五十一条の二関係)

四 決済用貯金に係る保険金の額

決済用貯金（他人の名義をもって有するもの等を除く。以下「支払対象決済用貯金」という。）に係る保険金の額は、元本の額に相当する金額とすること。
(第五十六条の二関係)

五 決済用貯金に係る保険金の支払等のための措置

(一) 農水産業協同組合は、保険事故が発生した場合における支払対象決済用貯金に係る保険金の支払又はその払戻しの円滑の確保を図るため、電子情報処理組織の整備等の措置を講じなければならないこととする。

(二) 主務大臣は、(一)に規定する措置が講じられていないと認めるときは、農水産業協同組合に対し、そ

の必要の限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ずることができるとすること。

(第六十条の三関係)

六 資金決済に関する債権者の保護

(一) 決済債務の保護

為替取引等の農水産業協同組合が行う資金決済に係る取引に関し農水産業協同組合が負担する債務（外国通貨で支払が行われるものを除き、農水産業協同組合その他の金融業者以外の者の委託に起因するもの等に限る。以下「決済債務」という。）であつて、かつ、支払対象決済用貯金の払戻しを行う場合に消滅するもの以外のもの等については、支払対象決済用貯金に係る債務等とみなして、この法律の規定を適用することとする。

(第六十九条の二関係)

(二) 決済債務の弁済のための資金の貸付け

機構は、被管理農水産業協同組合等から決済債務の弁済のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該決済債務に係る四の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り、当該貸付けを行うことができることと

すること。

(第六十九条の三関係)

(三) 決済債務に係る破産法等の特例

決済債務を負担する農水産業協同組合及び決済債権者(当該農水産業協同組合との間で相互に決済債務を負担する他の農水産業協同組合等)が、決済債務の相殺に関する契約を当該農水産業協同組合に係る保険事故が発生する前に締結している場合において、当該契約の対象となる決済債務が当該農水産業協同組合に係る支払の停止等より後に生じたときであつて(二)の規定による貸付け等を行う旨の決定があつたときは、破産法等の規定にかかわらず、当該決済債権者が有する債権に係る当該農水産業協同組合が負担する決済債務を当該決済債権者が負担する決済債務と相殺することができることとする。

(第六十九条の四関係)

七 雑則

主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、(五)に規定する電子情報処理組織の整備等の措置が講じられていることを調査するための立入り、質問又は検査を行わせることができることとする。

(第一百十七条関係)

八 罰則

所要の規定の整備を行うこと。

(第二百二十九条及び第三百三十二条関係)

九 附則関係

特定貯金(外貨貯金等を除く貯金等のうち為替取引に用いられる貯金をいう。)であつて決済用貯金に該当しないものについては、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間、決済用貯金とみなすこととする事。

(附則第六条の三の二関係)

十 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部改正

一 決済債務の弁済等の許可

破産の宣告を受けた農水産業協同組合に対し第一の六二の規定による資金の貸付け等を行う旨の決定があるときは、裁判所は、破産管財人の申立てにより、決済債務の弁済又は貯金等の払戻しを許可することができることとする事。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

(第四十六条の二関係)

第三 その他

一 施行期日

この法律は、平成十五年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 経過措置等

経過措置等に関する規定を設けること。